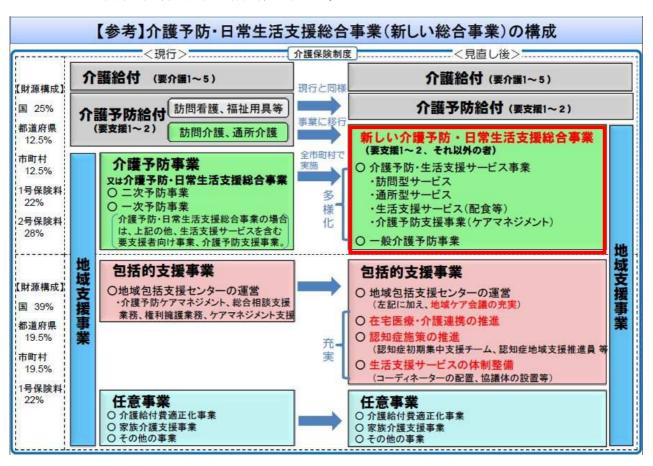
新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施について

1 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨(国のガイドラインから引用)

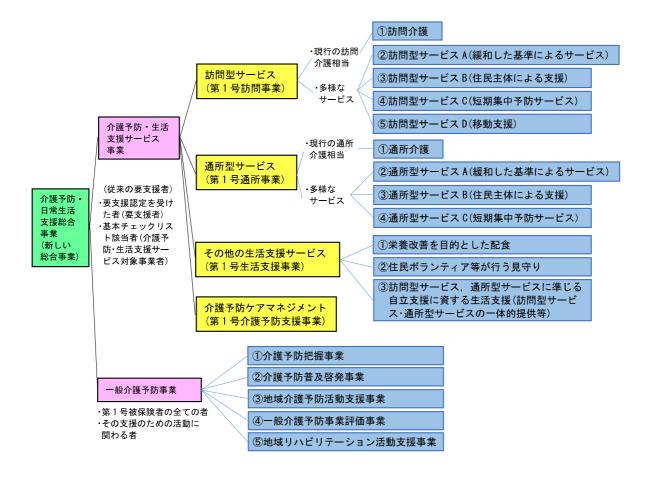
- ・ 団塊の世代が75歳以上となる2025(平成37)年に向け、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想されるなか、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、市町村が中心となって、介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいが包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築が重要な政策課題となっている。
- ・ 新しい介護予防・日常生活支援総合事業(以下「新しい総合事業」という。)は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものである。
- ・ 要支援者等の多様な生活支援ニーズについて、これまで全国一律のものとして提供されていた介護 予防の訪問介護・通所介護を、市町村の実施する新しい総合事業に移行し、要支援者等の能力を最大 限活かしつつ、「これまでの介護予防の訪問介護・通所介護」と「住民等が参画する多様なサービス」 を総合的に提供可能な仕組みに見直す。
- ※ 新しい総合事業に係る介護保険法改正法の施行は平成27年4月1日からとされているが、その実施については猶予が認められており、本市では条例により、平成29年4月1日から実施することとしている(函館市介護保険条例 附則第3条の2)。



(資料:厚生労働省)

<国が示す新しい総合事業の構成例>

(以下はサービスの典型例を示しているため、市町村はこれらの例を踏まえて、地域の実情に応じたサービス内容を検討)



2 本市の新しい総合事業の実施方針

- ・ 2025 (平成 37) 年には団塊の世代が 75 歳を超え,要介護状態や要支援状態(以下「要介護状態等」という。)となるおそれの高い後期高齢者(75歳以上)人口は増加し続ける一方,生産年齢(15~64歳)人口は減少していき,「支えられる側」と「支える側」の人口バランスが年々厳しい状況となっていく。
- ・ ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯の増加に伴い、在宅生活を支えるための生活支援ニーズ は急速に高まってくるほか、在宅介護のニーズが増加する中で、それを支える生産年齢人口は減少が 続き、需要の増加に応じた専門職の確保はますます困難になっていく。
- 新しい総合事業の実施にあたっては、こうした担い手と需要の不均衡を少しでも改善していくことが重要であり、下記の2点を基本目標に掲げる。
 - 1. 効果的な介護予防の取組みにより、要介護状態等となることを予防または軽減し、75 歳以上になってもできる限り自立した生活を継続できるようにすること
- 2. 介護職員に限定せず地域住民のほか、要介護状態等に至っていない高齢者も支える側に加わっていく状態をつくり、介護予防、社会参加、生活支援を同時に実現できるような地域での支え合いの仕組みを構築していくこと

- ・ 基本目標に基づき、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」について、次のとおり実施する。
- ※ なお,既に要支援認定を受け,介護予防訪問介護・介護予防通所介護を利用している方は,平成 29 年 4 月以降,認定更新までは現行の介護予防給付,認定更新後から新しい総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)を利用することとなる。

<平成29年4月1日から実施するサービス>

- 介護予防・生活支援サービス事業 【対象者:要支援1~2,基本チェックリスト該当者】
 - ① 現行相当の訪問型・通所型サービス

現行の介護予防給付(訪問・通所介護)利用者へのサービス低下を招くことなく、かつ、円滑に新しい総合事業への移行を進めるため、指定事業者によるサービス実施とし、人員・設備・運営に関する基準や介護報酬・利用者負担割合は、現行どおり移行する。

② 現行相当以外の多様なサービス

訪問型サービスにおいては、今後の生活援助サービスの利用増加と介護専門職(介護福祉士等)の不足に対処するため、日常の掃除・洗濯など家事支援のみを必要とする方については、一定の研修を受けた方もサービス提供できるよう、指定事業者による人員等に関する基準を緩和したサービス(A型)を実施する。

また,通所型サービスにおいては、要支援者等が自らの能力を最大限活用しつつ多様なサービスの利用を促す観点から、一定期間の訓練により生活機能の改善・維持が見込まれる方を対象に、保健・医療の専門職によるサービス(C型)を実施する。

③ その他の生活支援サービス

現在、社会福祉協議会の在宅福祉ふれあいサービス事業や、市・民間事業者による配食サービス事業などにより高齢者等への生活支援が行われている。このことから、「介護予防・生活支援サービス事業」としては実施しない。

④ 介護予防ケアマネジメント

利用者の居住地を担当する地域包括支援センターは、要支援者等に対してアセスメント (課題分析等)を行い、心身の状況や希望等を踏まえて、利用するサービスの種類を定めたケアプランの作成、サービス事業者等との利用調整、サービスの案内等を行う。今後、新しい総合事業の開始に向けてマニュアルを作成するとともに、開始後も事例等を積み重ねて充実を図っていく。

○ 一般介護予防事業 【対象者:すべての第1号被保険者,支援の活動に関わる者】

現在実施している一次予防事業(主として活動的な状態にある高齢者を対象),二次予防事業(要介護状態等となるおそれの高い高齢者を対象)を,すべての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」として再構築し,高齢者本人の社会参加の促進や,通いの場の拡充を含めたより効果的・効率的な介護予防の取組みを推進する。

※ なお、平成 29 年 4 月以降も生活支援体制整備事業での議論等も踏まえ、多様なサービスの実施について検討を進めていく。

3 本市の新しい総合事業の内容

(1)新しい総合事業の構成図

<移行前> <移行後> 介護給付【要介護1~5】 ○居宅サービス (訪問介護,通所介護など) 保 ○施設サービス (特別養護老人ホームなど) 保 険 ○地域密着型サービス 【現行と同じ】 (認知症グループホームなど) 給 険 介護予防給付【要支援1~2】 付 給 ○居宅サービスのうち, 訪問看護,福祉用具貸与など 付 ○地域密着型サービス 〇居宅サービスのうち, 新しい介護予防・日常生活支援総合事業 - 訪問介護 (ホームヘルプサービス) 通所介護(デイサービス) 介護予防・生活支援サービス事業 対象者:要支援1~2 二次予防事業 基本チェックリスト該当者 「対象者:要介護状態等となる ○訪問型サービス おそれの高い高齢者 (現行相当サービス、基準緩和型サービス) 〇二次予防対象者把握事業 (H26 終了) 地 ※高齢者生活管理指導員派遣事業を統合 〇通所型介護予防事業(H27終了) ○通所型サービス 域 地 〇訪問型介護予防事業 (現行相当サービス, 基準緩和型サービス) 支 域 ※生きがい活動支援通所事業を統合 一次予防事業 〇介護予防ケアマネジメント 援 支 「対象者:主として活動的な 事 状態にある高齢者 援 一般介護予防事業 〇介護予防普及啓発事業 業 「対象者:すべての第1号被保険者 事 (健康教育(介護予防・認知症), 支援の活動に関わる者 業 介護予防教室, 介護予防体 〇介護予防把握事業 操、MCIテストなど) 〇介護予防普及啓発事業 〇地域介護予防活動支援事業 〇地域介護予防活動支援事業 (健康づくり教室, 地域住民 〇地域リハビリテーション活動支援事業 グループ支援、ボランティ アポイント事業など)